

ふくろうニュース NO.10

第6回定時総会・適格消費者団体認定記念セミナー開催

日 時：2008年5月10日(土)13:30～16:40

会 場：広島YMCAコンベンションホール

事務局

5月10日、定時総会を開催しました。定款第23条により(委任状出席含む95名の出席)本総会の成立が確認され、第1号議案2007年度の活動及び会計報告、第2号議案2008年度の活動方針及び予算案、第3号議案役員補充案の件は、すべて全会一致で承認されました。新たに理事に就任した橋野俊子氏(生協ひろしま理事)からは広報活動に力を尽くしたいと挨拶がありました。適格消費者団体の認定を受けたことにより、より多くの消費者(消費者団体)や専門家、行政などとの連携を促進させ、消費者が安心してくらせる地域社会の早期実現をめざし活動することを確認しました。

本年度は、事務局経費を予算化したため単年度赤字となります。団体自ら収入増に努めて参りますとともに、会員の皆様にも新会員のご紹介等、引き続きご支援をよろしくお願いします。

つづいて、適格消費者団体としての認定を記念し「安心して契約できる社会をめざして」と題するセミナー(パネルディスカッション)を行い、開催にあたり、ご来賓、岸田文雄氏(当時内閣府特命担当大臣国民生活・消費者行政推進担当大臣)、石口俊一氏(広島弁護士会会長)よりご挨拶をいただいた後に、情報収集のあり方や消費者団体と行政・事業者との関係を模索しました(別紙：発言要旨参照)。

当ネットは、本セミナーの内容をしっかり受け止め、さらなる行政との連携、事業者との連携を考えながら、着実に歩んでいく所存です。

(セミナーについては、平成20年度広島市消費者月間協賛事業として開催しました)



目次

- 1 第6回定時総会・適格消費者団体認定記念セミナー開催
- 2 いざ、消費者庁の実現へ～地方からの眼差し～参加報告
- 3 消費者契約法が改正され差止請求対象範囲が広がります
適格消費者団体連絡協議会(通算第5回)
- 4 平成20年度消費生活展 出展報告
消費者月間講演会で報告
- 5 2008年度第1回 相談員との学習会・情報交換会の報告
欠陥住宅被害110番 報告
- 6 生協ひろしまより支援金が贈呈されました
中川秀直衆議院議員との懇談会

活動方針

1. 適格消費者団体の認定を受けたことにより、今後より多くの消費者(消費者団体)や専門家、行政などとネットワーク的な連携を促進させ、消費者が安心してくらせる地域社会の早期実現をめざし活動する。
2. 社会制度改善への提言事業を継続して進めていく
3. 団体訴権受け皿団体にふさわしい会の安定運営と消費者問題に関する事業の実績を重ねる。
4. 消費者被害問題に取り組む諸団体との連携を図る。
5. 多くの一般消費者に広報し活動の裾野を広げていく。
6. 財政基盤の確立と事務局体制の強化



いざ、消費者庁の実現へ ～地方からの眼差し～ 参加報告

日 時:2008年5月24日(土)

会 場:KKRホテル広島

主 催:広島弁護士会

寺本 ひとみ(監事)

5月24日(土)午後、岸田文雄・消費者行政推進担当大臣(当時)を招いて、消費者庁の実現を目指すシンポジウムが開催されました。雨の悪条件の中、90名近くの参加がありました。第1部では、冒頭に消費者行政推進会議委員・日弁連消費者問題対策委員会委員長の吉岡和弘弁護士(写真1)から消費者庁構想の意義と日弁連の取り組みについて現状報告がありました。吉岡氏は、1989年の9月に日弁連人権擁護大会で既に消費者庁の設置を求める決議が採択されていたことや「冷凍ギョーザ事件」を例示して、消費者苦情が真っ先に消費生活センターや消費者庁に集約され、センターが司令塔の役割を担う仕組みの構築が求められると熱心に講演されました。



次に広島弁護士会元消費者問題対策委員会委員長の木村豊弁護士から、消費者基本法の成立と県内消費者相談体制や消費者行政関連予算など広島県の消費者行政について報告がありました。次に消費者ネット広島の岡本みどり理事、川手三枝子理事と中村健太弁護士の3人により消費者庁実現後は消費生活センターでの悪徳商法相談への対応はこうなるとのコントを披露され、会場を沸かせました。第2部では、岸田文雄大臣(当時)から、消費者庁実現に向けての福田内閣の取り組みや4月に内閣府消費者行政推進会議から発表された6つの基本方針と守るべき3原則についての説明を受けました。引き続き広島欠陥住宅研究会、広島消費者協会、NACS中国支部、広島県や市など消費者関連団体がリレートーク方式で岸田大臣に直接、それぞれの立場からの要望を伝えました。消費者ネット広島からは、吉富啓一郎理事長(写真2)が、適格消費者団体の消費者庁構想への位置づけと財政支援について、また、消費生活相談員として寺本も相談員の立場から要望を行いました。広島弁護士会消費者問題対策委員会委員長の山本一志弁護士のまとめの後、岸田大臣から法律を所管している各省庁との調整に奮闘しているので皆さんの応援がありがたいとの決意表明がありました。

なお、私の「相談員が生きがいと誇りを持って働くことができ、質の高い専門性を持ったアドバイスが提供できる環境の整備を」という要望は、翌日のNHKローカルニュースや地元新聞

に取り上げていただき、また翌週の金曜日にはNHKの記者の取材があるなど、予想以上の反響に驚いています。こういう場を与えていただいたことに感謝しつつ、消費者庁実現を心より願っています。





消費者契約法が改正され差止請求対象範囲が広がります

今までは適格消費者団体によって差止請求できるのは、消費者契約法に関する行為だけでしたが、不当景品及び不当表示防止法と特定商取引に関する法律(特定商取引法)に関わる行為についても差止請求できるようになります(※2009年4月1日施行予定)。

○今までの対象範囲

消費者契約法第4条第1項 重要事項について事実と異なる事を告げること。

変動が不確実な事項につき断定的判断を告げること。

同第2項 不利益となる事実を告げなかったことにより不利益な事実が存在しないと思わせたこと。

同第3項 事業者に戻ってくれといっても退去しないこと。

消費者が帰らせてくれといっても帰らせなかったこと。

同第8条 事業者の債務不履行による損害賠償責任を免除すること。

同第9条 契約を解除したときに平均的損害額を超える違約金を請求すること。

同第10条 契約の信義則に反して消費者の利益を一方的に害すること。

○広がる範囲

景表法第11条の2 商品やサービスの品質、規格、内容、価格、条件などが実際のものや競合他社と比べて著しく優良または有利であると勘違いされる表示をすること。

特商法第58条の4以下 訪問販売等で勧誘するときに商品の品質や性能、サービスの内容や条件などにつき、不実な事を伝えたり、故意に事実を伝えなかったり、脅して困惑させたりすること。クーリングオフや契約の解除を妨害するため不実の事を伝えたり、故意に事実を伝えなかったり、脅して困惑させたりすること。クーリングオフ制度に反した特約を結ばせたり、契約の解除を行ったときに法で定められた損害以上の違約金を請求すること。

※簡潔化するため不正確な表現を含んでいますので実際の法文をよくお確かめください。

適格消費者団体連絡協議会(通算第5回)

日 時:2008年7月26日 13:00~17:00

会 場:京都市 京都司法書士会館 3階会議室

参加団体:

適格消費者団体 NPO法人 消費者機構日本(COJ)

適格消費社団体 NPO法人 消費者支援機構関西(KC's)

NPO法人 あいち消費者被害防止ネットワーク(A.C.Net) NPO法人 消費者ネットおかやま

NPO法人 埼玉消費者被害をなくす会 NPO法人 消費者支援ネット北海道(ホクネット)

NPO法人 大分県消費者問題ネットワーク 適格消費者団体 NPO法人 ひょうご消費者ネット

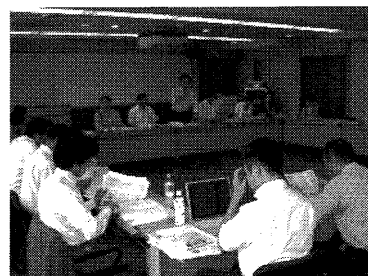
適格消費者団体 社団法人 全国消費生活相談員協会

適格消費者団体 NPO法人 京都消費者契約ネットワーク(KCCN)

適格消費者団体 NPO法人 消費者ネット広島

三村 明(理事)

上記の団体が参加して適格消費者団体と適格消費者団体をめざす団体の連絡協議会が開かれました。各地の消費者団体の意見交換では、携帯電話会社や通信会社など全国展開している大企業などが全国に影響のある消費者問題を抱えていることや、不動産、学校・各種学校などは個別の事業者によって多少の違いはありますが典型化できる問題を抱えている事業者が多いこともわかりました。制度の問題点なども共有し、改善に向けての提言をいかにしていくべきかなどについても協議しました。始まったばかりの制度ですから特にこういった協議も重要だと思います。





平成20年度消費生活展 出展報告

日 時:2008年5月16日(金)17日(土)

会 場:紙屋町シャレオ中央広場

岡本 みどり(理事)

2回目となる今年は、はれて適格消費者団体としての出展となり、準備にも対応にも熱が入りました。出展ブースの看板には「動き出した費者団体訴訟制度 適格消費者団体に認定されました」と紹介されました。昨年は団体訴訟制度の認知度を調査する目的でアンケートを行いました。今年は制度をより理解し活用していただくために差止め請求できる事業者の不当行為を考えるクイズにしました。消費生活展の来場者は昨年より減少したそうですが、当ネットのブースには、今年も500人以上の方々が立ち寄ってくださり、熱心に、真剣にクイズに取り組んでくださいました。一問、一問、一緒に考え、差止めできない理由を説明し、消費者の方々からの情報提供が差止めにつながるということを伝えることが出来ました。そして、昨年大好評だった当ネットのシンボルマークの「みはるとまもう」のぬり絵には、今年も子ども達が楽しそうに参加してくれました。作品はネットの事務所に飾り、来訪者を暖かく迎えてくれています。多くの方々から、「不当行為は放置してはいけない」「不当行為は止めさせなければならない」「見聞きしたらすぐに消費者ネット広島に知らせることが大切」と、心強い意見をたくさんいただき、皆さんの応援と期待に応えるために、もっともっと頑張らなければと改めて強く思いました。2日間、お忙しい中、お手伝いいただいた方々に心より感謝申し上げます。



消費者月間講演会で報告

日 時:2008年5月26日(月)

会 場:広島県立体育館 大会議室

主 催:広島県

根石 英行(理事)

さる5月26日に消費者月間講演会が開催され、雪印乳業株式会社外取締役日佐信子氏の講演に先立ち、当ネットの活動報告の時間をいただきました。広く市民の皆さんの協力が必要であることを訴えたところ、提供された被害情報をどのように活用しフィードバックしていくのかなどの活発な質問がありました。このような発表の機会を広島県に設けていただいたのは、広島県の当ネットへの熱い期待の故であり、市民や県の期待に応えられる活動を行うよう決意を新たにしなければならなかったと感じた発表となりました。

消費者月間行事にあわせて、広島県より消費者団体訴訟制度と当ネットの存在の周知のためにパンフレットを作成していただきました。同様に、広島県のホームページ内でも制度解説、団体紹介(リンク)をしていただいています。

広島県のホームページ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>





2008年度第1回 相談員との学習会・情報交換会の報告

日時:2008年6月29日(土)13:30~15:30

会場:広島市消費生活センター研修室

川手 三枝子(理事)

6月29日(日)、標記の会を開催し、事例検討を行いました。講師は根石弁護士、22名の相談員と、広島弁護士会から亀舎弁護士・富本弁護士の参加がありました。事例は、訪販で契約した太陽光発電装置の解約と㈱クリエイチャーのサイバークラブへの対処についてでした。太陽光発電装置の設置費用は400万円、180回(15年)のクレジット払いで、支払い総額は523万円、売電やオール電化の契約による電気代の節約で経済的負担はほとんどないという説明で契約し、実際は違っていたという事例です。契約書・光熱費削減の説明メモ等を検討し、断定的判断の提供があれば、消費者契約法により取り消しが可能であることを押さえました。㈱クリエイチャーは、紹介したい店についての情報をファックスで送るだけで千円の収入になる、代理店を紹介すれば1件につき2万円になると勧誘し、代理店契約料31万5千円と年会費1万5千円を負担させる業者で、消費者金融からの借入を勧め、解約・返金には応じません。実態は連鎖販売取引であると考えられるのに、事業者と事業者の契約であり、クーリングオフの適用はないと主張してきました。専門学校生に法人登記をさせ、事業者であるとし、各センターから問題点を指摘されると書面を改悪しており、相談員泣かせの手ごわさでした。そのため検討事例としたのですが、事例検討日の数日前、福岡県警が特商法違反で捜索をしたと地元の新聞で報道されました。経済産業省も実態としては連鎖販売取引であるとの見解を示しました。連鎖販売取引であるにも拘らず、ク・オフ記載の法定書面の交付がされておらず、ク・オフによる契約解除が可能なため、相談者にはク・オフの通知を出すよう助言し、個別の被害救済については、亀舎弁護士・富本弁護士が窓口となり、相談を受けることが確認されました。またクリエイチャーが今後も同様の勧誘方法(断定的判断の提供・不実告知)を行わないよう差し止めを求めることを、消費者ネット広島で検討することになりました。

(その後、理事会で、差し止めを求めることが審議されましたが、業者のHPで、代理店募集の中止の告知があり、差し止め行為は見送ることになりました。)

欠陥住宅被害110番 報告

日時:2008年7月4日(金)10:00~16:00

会場:広島市消費生活センター

主催:広島欠陥住宅研究会

岡本 みどり(理事)

今年も、広島欠陥住宅研究会と共催で開催しました。当日は10時の開始と同時に電話相談、来所相談が殺到し、弁護士の方々も建築士の方々も大忙しでした。午後からは少し落ち着きましたが、合計28件(壁の亀裂、雨漏り、床・壁の傾斜等)の相談が寄せられ、多くの相談者が「長い間どこに相談すればよいのか分からず悩んでいた」と訴えていました。欠陥住宅問題は大変深刻な問題ですが、今回の110番が長年苦しんでいた被害者にとって、解決へのきっかけになればと思います。





Vol.10 2008年(平成20年)9月15日号

生協ひろしまより支援金が贈呈されました

日時 2008年7月24日(木)10:00~10:30

会場 広島県健康福祉センター

寺本 ひとみ(監事)

生協ひろしまが組合員に呼びかけて取り組んだ「NPO法人消費者ネット広島支援募金」(期間6月9日~6月20日総額511,446円)の贈呈式に吉富理事長と監事の寺本が出席しました。贈呈にあたり、林辰也理事長から「消費者の生活防衛の為に活動する消費者ネット広島を積極的に支援したい」と力強い声援をいただきました。吉富理事長より消費者団体訴訟制度の必要性や消費者ネット広島の活動報告がなされ、林理事長から団体訴訟制度の内容がとても深く理解できたと感想を述べられました。寺本からは国・県・市の消費生活センターの相談窓口や消費者ネット広島の窓口の、それぞれの違いについてお話ししました。生協の理念である「みんなが安心して暮らせる社会」はネットの理念とも一致しており、目指す方向は一緒であることを痛感し、さらにパワーアップした活動を図っていききたいとの思いを強くしました。いただいた支援金は大勢の消費者の利益に役立つよう大切に使用させていただきます。ありがとうございました。



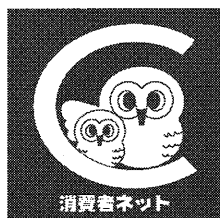
中川秀直衆議院議員との懇談会

橋野 俊子(理事)

7月19日(土)、中川秀直衆議院議員と懇談を行いました。参加者は当ネットの理事・監事を中心に9名、約1時間の懇談はあっという間に過ぎました。テーマは

①実効性ある「消費者庁」の実現と地方消費者行政の充実強化について

②適格消費者団体への経済的支援について、
の2つでした。中川議員は、特に3名の相談員(当ネット役員)からの現場の厳しい実態報告に耳を傾け、質問もいくつかされました。「消費者庁」の新設を軸とした「消費者行政の一元化」は、今秋開会される臨時国会に上程される予定、中川議員の後押しを期待したいと思います。



みんなの力で消費者の権利を育てよう

特定非営利活動法人

消費者ネット広島

〒730-0012 広島市中区上八丁堀7-1

TEL 082 (222)9141 FAX 082 (222)9142

◆郵便振替:広島01370-6-8204

ホームページもご覧ください
<http://www.shohinet-h.or.jp/>

情報提供・相談受付

月~金曜日の14時から17時まで TEL:082-222-9141